

福岡県医発第 47号 (地)
平成16年4月9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



平成16年度福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業について（依頼）

春暖の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記の件につきましては、別添の「福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施されております。
なお、実施要領の3（1）及び（2）の実施保健環境福祉事務所については、下記のとおり実施する旨の通知が福岡県保健福祉部長よりなされました。
つきましては、事業の効果的な推進に当たり、今年度も特段の御協力と御指導をお願いいたします。

記

女性の健康相談事業	健康教育事業 （思春期・更年期等教室）
宗 像 保健福祉環境事務所	筑 紫 保健福祉環境事務所
鞍 手 保健福祉環境事務所	粕 屋 保健福祉環境事務所
久留米 保健福祉環境事務所	田 川 保健福祉環境事務所
	京 築 保健福祉環境事務所
	朝 倉 保健福祉環境事務所
	八 女 保健福祉環境事務所





1 6 児 第 3 2 号

平成 16 年 4 月 1 日

社団法人 福岡県医師会会長殿

福岡県保健福祉部長
(児童家庭課母子保健係)

平成16年度福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業について(依頼)

母子保健事業の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の事業については、別添「福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき 実施しているところです。

なお、実施要領の3(1)及び(2)の実施保健福祉環境事務所については、下記のとおり実施することとしております。

つきましては、事業の効果的な推進に当たり、特段の御協力と御指導をお願いいたします。

記

女性の健康相談事業	健康教育事業 (思春期・更年期等教室)
宗像 保健福祉環境事務所	筑紫 保健福祉環境事務所
鞍手 保健福祉環境事務所	粕屋 保健福祉環境事務所
久留米 保健福祉環境事務所	田川 保健福祉環境事務所
	京築 保健福祉環境事務所
	朝倉 保健福祉環境事務所
	八女 保健福祉環境事務所



福岡県生涯を通じた女性の健康支援事業実施要領

1 目的

女性は、妊娠、出産の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性特有のさまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、女性がそれぞれの健康状態に応じ健康管理ができるよう健康教室を開催するとともに、気軽に相談できる体制を整備することで、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

福岡県(3の(1)及び(2)は保健福祉環境事務所、3の(3)は本庁において実施する。)

3 事業内容は次のとおりとする。

(1) 健康教育事業

ア 対象者

主に思春期、更年期の女性等又はその家族とする。

イ 実施回数

年3回程度とする。

ウ 実施内容

更年期障害等、思春期の健康と性等、更年期及び思春期特有の心身に関する問題についての指導及び相談業務を行う。

エ 実施担当者

医師、助産師等により行う。

(2) 女性の健康相談事業

ア 対象者

不妊に関する相談を希望する者、その他女性の心身の健康に関する相談を希望する者とする。

イ 実施回数

月1回程度とする。

ウ 実施内容

(ア) 不妊に関する一般的な相談

(イ) 婦人科疾患及び更年期障害に関する相談

(ロ) その他女性の心身の健康に関する相談

エ 実施方法

(ア) 相談は、面接により行うものとする。

(イ) 相談は、定期的に日時を定めて行い、相談者のプライバシーには十分配慮し実施するものとする。

(ロ) 相談については、女性の健康相談票(様式1)により行い、事後指導等の参考に資するものとする。

(ハ) 相談に当たっては、医学面のみならず心理社会面など総合的な面を考慮した対応を図るものとする。

(ニ) 相談を行った場合は、女性の健康相談台帳(様式2)を整理保管し、相談状況を明確にしておくこと。

オ 実施担当者

医師、助産師等により行う。

(3) 健康相談担当者研修事業

ア 対象者

保健福祉環境事務所職員等とする。

イ 実施回数

年2回程度とする。

ウ 実施内容

専門的な知識を深めて的確な相談事業を行うため、専門研修を行う。

4 関係機関との連携及び広報

事業の実施に当たり、医師会、市町村その他関係団体等への周知を図るとともに十分な連携に努め、本事業の実施について協力を求めるものとする。また、対象者への積極的な広報活動に努めるものとする。

5 事業実施計画及び事業実績報告

保健福祉環境事務所長は、事業の実施計画書（様式3）及び事業実績報告書（様式4）を保健福祉部児童家庭課長に提出するものとする。なお、経費所要額（計画・実績）（様式5）については、実施計画書及び実績報告書に添付してそれぞれ報告するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たって必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年 9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 9月 1日から施行する。